

まちづくり活動費補助金（応募活動分）～市制 20 周年記念事業～ Q&A

○対象事業について

Q. 単発（1 回限り）のイベントも対象となりますか。

A. 対象となります。

Q. 慣例的な行事は対象となりますか。

A. 定期的実施している慣例的な活動については、これまでの取組に新しい要素を取り入れる等、内容を工夫・拡大させるものの提案をお願いします。すでに実施している事業については基本的に対象外となります。

Q. 単一地区等の地域が実施する行事は対象となりますか。

A. 単一地区が実施するものであっても、受益者が単一地区にとどまらない広域的なものであれば対象となります。例えば、慣例的な地区のお祭りであれば対象外ですが、地区内外に向けて広く参加を呼び掛けるような、例年にない特別なイベントであれば対象となります。

Q. 市外で実施する事業も対象となりますか。

A. 加東市内の機運を高める事業を対象とするため、市外で実施する事業は対象外となります。

Q. 事業内容を活動途中で変更できますか。

A. 厳正な審査の上、提案いただいた内容をもって認定しているため、大幅な変更はできません。やむを得ない変更や中止が見込まれる場合は速やかにご相談ください。

○対象団体について

Q. 営利企業は対象となりますか。

A. 実施主体が営利企業であっても、応募する事業が営利性・宣伝性のない、社会貢献活動であれば、対象となります。市内在住在勤の人 5 名以上で組織し、営利活動と客観的に区別できるよう、活動場所等を工夫してください。

Q. 団体の運営や、他の活動で補助を受けていますが、申請可能ですか。

A. 提案する事業に対して他の補助と明確に区分することができれば、申請可能です。

○対象経費について

Q. よりよい事業を実施するため、団体構成員が受講する研修等に係る費用は対象となりますか。

A. 研修等、第三者主催の事業に参加するものは対象外となります。

Q. 認定後、やむを得ない理由で活動が中止となった場合、それまでに要した経費は補助対象となりますか。

A. 主催者側の不可抗力（天災、感染症等）で中止せざるを得なくなったと認められる場合は、それまでに要した経費は補助対象とします。また、活動中に急遽発生したキャンセル料や事前加入のイベント保険についても対象とします。（保険にて補填される分は対象外）